令和５年度鶴田町「生活応援商品券」交付事業実施要綱

　（目的）

1. この要綱は、光熱費や食糧費など物価高騰の影響を受けている住民及び事業者

を支援するために配布する令和５年度鶴田町「生活応援商品券」（以下「商品券」とい

う。）について、必要な事項を定めるものとする 。

　（定義）

1. この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると

ころによる。

* 1. 取引　商品券が対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は

役務の提供をいう。

* 1. 取扱店　取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者と

して登録された者をいう。

　 （補助事業者）

1. 本事業の商品券の取扱店募集及び商品券の換金にかかる事務費補助事業者は、鶴田

町商工会（以下「商工会」という。）とする。

（商品券の交付等）

1. 町長は、令和５年１１月１日において町の住民基本台帳に記録されている者（以下

「交付対象者」という。）に商品券を交付する 。

２　商品券の交付額は、交付対象者１人につき３千円とする。

３　商品券１枚当たりの券面記載の金額は、千円とし、３枚を１組として交付する。

４　商品券は、特殊な事情のものを除き、交付対象者が属する世帯の世帯主に当該世帯の

交付対象者全員に係る分を一括して引き渡すものとする。

　（商品券の使用範囲等）

第５条　商品券は、取扱店との間における取引においてのみ使用することができる。

２　 前項の規定にかかわらず、商品券は、次に掲げる取引については使用することができ

ない。

　(1)不動産及び金融商品

(2)たばこ

(3)商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの

(4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律( 昭和２３年法律第１２２号 ）

第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(5)国税及び地方税、使用料等の公租公課

(6)特定の宗教又は政治団体と関わるもの

　(7)公序良俗に反するもの

３　取引に使用された商品券の券面記載の金額の合計額が取引の対価を上回るときは、取扱

店から当該上回る額に相当する額の金銭の支払は行わないものとする 。

４　交付対象者は、商品券の転売、譲渡及び換金を行ってはならない。

５　商品券の使用は、交付対象者本人又はその代理人若しくは使者に限るものとする。

（商品券の使用期間）

1. 取扱店において商品券を使用することができる期間は、令和５年１２月６日から令

　和６年３月１０日までの間とする 。

２　配布対象者が受理した後に紛失及び滅失、盗難された商品券の効力は無効とし、再発

行も認めない。

（商品券の返戻）

　第７条　町長は世帯主に郵送した商品券が宛先不明若しくは受取りを拒否されて返送された

　　場合は、利用期限まで町長が保管する。

　　２　前項の宛先不明及び受取りを拒否した配布対象者に対して、再通知を行い、受取りが

　　　可能となった場合、町長は配布対象者に配布する。ただし、再通知は１度限りとする。

　　　附 則

（施行期日）

　１　この要綱は、令和５年１１月６日から施行する 。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う 。